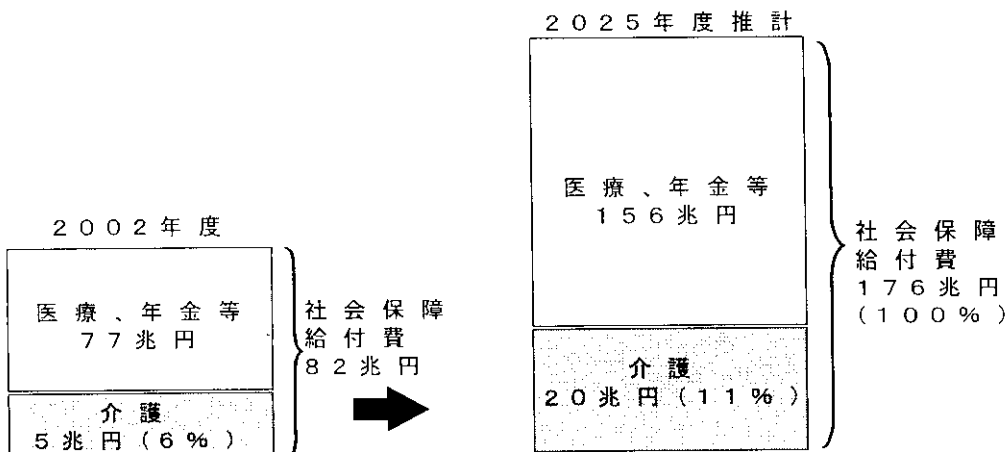


Ⅲ. 負担の在り方

○ 介護保険の総費用及び給付費の推移

	2000年度 (実績)	2001年度 (実績)	2002年度 (実績)	2003年度 (補正後)	2004年度 (予算案)
総費用	3.6兆円	4.6兆円	5.2兆円	5.7兆円	6.1兆円
給付費	3.2兆円	4.1兆円	4.7兆円	5.1兆円	5.5兆円

○ 社会保障の給付と負担の見通し（平成14年5月推計）



	2002年度(予算ベース) (平成14)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障給付費	82	22 1/2	91	24	110	26 1/2	176	31 1/2
年金	44	12	48	13	58	14	84	15
医療	26	7	28	7 1/2	35	8 1/2	60	11
福祉等	12	3 1/2	14	3 1/2	17	4	32	5 1/2
うち介護	5	1	6	1 1/2	8	2	20	3 1/2

○ 第1号被保険者の介護保険料

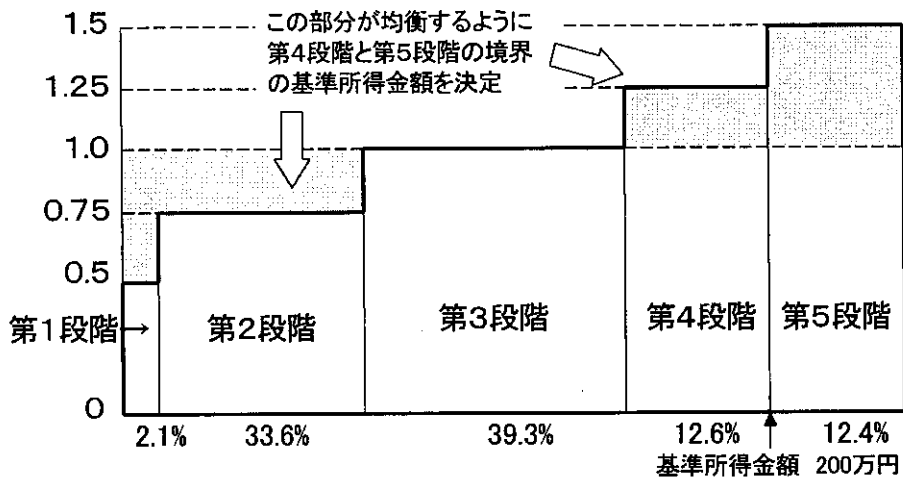
(2000年度～2002年度) (2003年度～2005年度)
 平均2,911円/月 → 平均3,293円/月 (+13.1%)

○ 介護保険料の収納状況

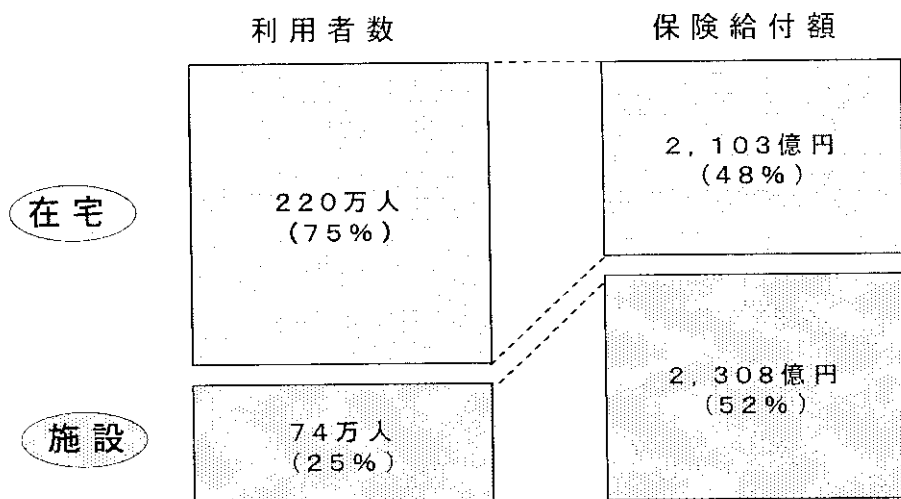
保険料納付額 8,029億円 (収納率: 98.4%)
 (参考) 収納率100%の保険者: 157保険者
 うち 特別徴収 6,558億円 (特別徴収の割合 約82%)
 普通徴収 1,471億円 (収納率: 91.9%)

【第1号保険料について】

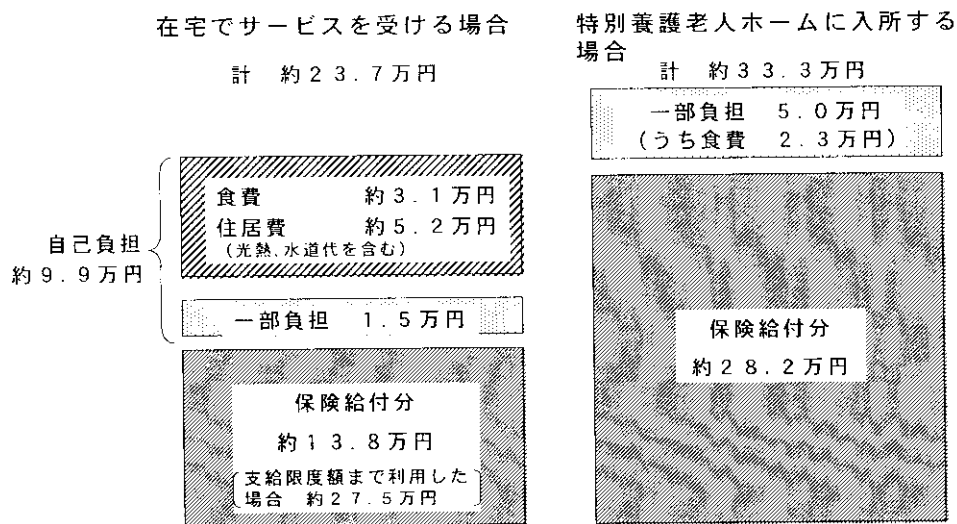
段階	対象者	保険料
第1段階	生活保護受給者 市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5
第2段階	市町村民税世帯非課税	基準額×0.75
第3段階	市長村民税本人非課税	基準額×1.0
第4段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円未満)	基準額×1.25
第5段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円以上)	基準額×1.5



○ 在宅と施設のバランス



(出典: 介護保険事業状況報告 2003年10月サービス分)



(注1) 単身の要介護4の高齢者について比較したもの。

(注2) 「保険給付」及び「一部負担」は、2003年4月～8月サービス分の介護保険からの給付実績の平均値。

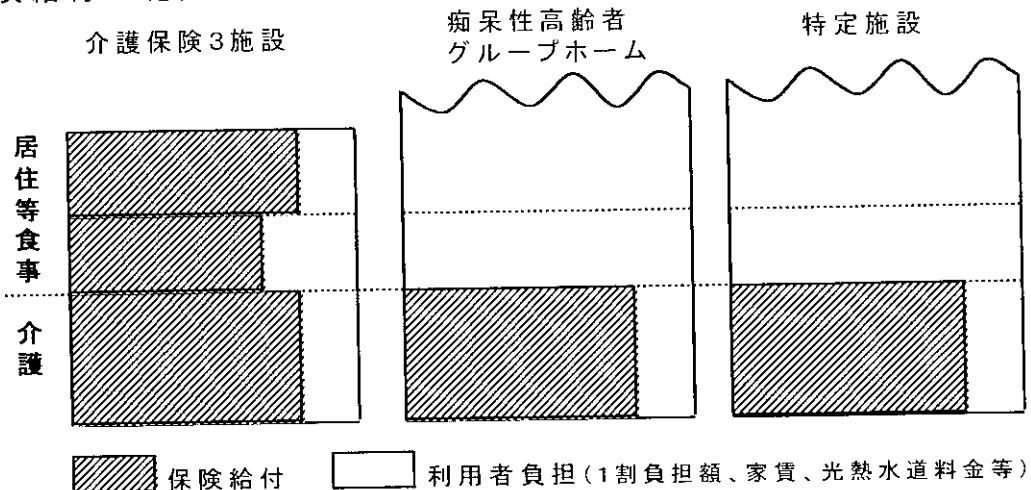
(注3) 在宅の「食費」及び「住居費」は、「平成14年家計調査年報」の単身の高齢者(65歳以上)のデータ。「住居費」のうち地代・家賃は持家世帯を除いて推計した。

(注4) 要介護4の在宅サービスの支給限度額は、306,000円(保険給付分275,400円、一部負担30,600円)である。

○ 施設における利用者負担の状況

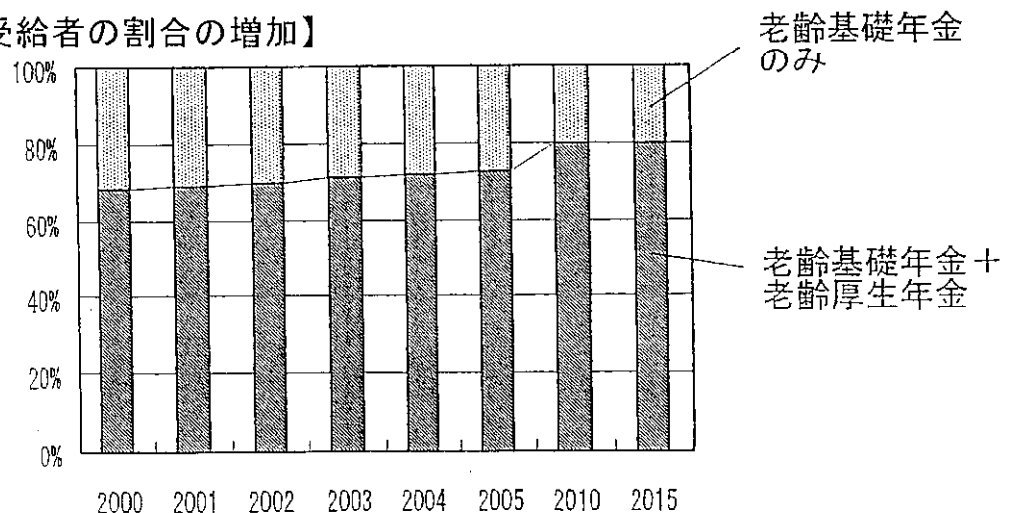
	ドイツ	イギリス	フランス	スウェーデン	アメリカ
利用者負担	<p>食費・居住費、給付限度額を超える部分は、自己負担が原則。</p> <p>低所得者については、州の社会扶助（公費）が支給される。</p>	<p>施設入所については、一定以上の所得・資産を有する者は全額自己負担。低所得者については、サービスに要する費用の全部又は一部を地方自治体が負担。</p> <p>在宅については地方自治体により異なる。</p>	<p>施設における食費・居住費用は自己負担が原則。</p> <p>低所得者については社会扶助から支給。</p>	<p>施設における食費・居住費用は自己負担が原則。低所得者には家賃補助等を支給。</p>	<p>メディケアでは一定期間しか給付されず期間経過後は全額自己負担。</p> <p>自己負担できないと認められる場合はメディケイドで対応。</p>

【保険給付の範囲の比較】



- (注)・介護については、利用者1割負担。
 ・食事については、施設入所者は標準負担額を負担（780円、500円、300円/日）。
 ・施設の場合、居住に係る費用は保険給付の対象であり、入所者1割負担。
 （ユニットケアの特養の場合は、居室とリビングに係る費用は利用者負担）

【厚生年金受給者の割合の増加】



(出典) 厚生年金・国民年金平成11年財政再計算結果より算出

IV. 制度運営の在り方

○ 指定取消処分の状況

○ 2000年4月～2004年2月の累計

- ・ 137件 (33都道府県 131事業者 212事業所)

○ 事業者の内訳の推移

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	合計
株式会社等	3	9	30	41	83
医療法人	3	3	4	7	17
特定非営利活動法人	—	3	3	5	10
社会福祉法人	—	4	5	5	14
個人・企業組合	1	1	2	3	7
合計	7	20	44	61	131

※ 2003年度は、2004年2月までの実績

※ 複数年度で取消しを受けている事業者がいるため、合計において一致しない。

○ 事業者指定の仕組み

